

学位論文題名

# ヴィルヘルム帝政創立期ドイツの政治思想

—オットー・フォン・ギールケ国家論の発展とドイツ主権論争—

## 学位論文内容の要旨

本稿では、これまで本格的な研究対象とされなかった、包括的なオットー・フォン・ギールケの政治思想の究明が主題とされる。より具体的には、第一に、主著である『ドイツ団体法論』並びに『ヨハネス・アルトジウスと自然法国家論の発展』の中で展開された彼の国家論の発展過程の内在的な跡づけであり(第一部)、第二に、ギールケ国家論の理論的発展の発露といえる、新ドイツ帝国の性格づけをめぐるパウル・ラーバントとの論争の分析である(第二部)。

第一部では、『ドイツ団体法論』第一巻、第二巻と、『アルトジウス論』、『ドイツ団体法論』第三巻を中心としたテキストの内在的理解から、ギールケの政治理論の発展過程が明らかにされ、『アルトジウス論』および『ドイツ団体法論』第三巻において、ギールケの国家論が一応の完成をみたことが解明される。

ギールケはすでに『ドイツ団体法論』第一巻、第二巻の段階で、中世の都市同盟や初期領邦国家に理念という形でのみ見られた、ゲノッセンシャフト的要素とアンシュタルト的要素の有機的な統一としての「真の国家概念」を、神聖ローマ帝国崩壊以降の結社運動を支える「新たなゲノッセンシャフト原理」により現実化するという図式を獲得していた。しかし、「新たなゲノッセンシャフト原理」の具体的内容や「真の国家概念」がどのようにして現実化するのかという問題については、未だ探求の途上にあった。

ギールケは、『アルトジウス論』および『ドイツ団体法論』第三巻において、この問題に正面から応答を試み、個人と国家の間に中間団体の媒介を認める、アルトジウスを中心とするドイツ自然法論を積極的に評価し、「新たなゲノッセンシャフト原理」の具体的内容を、自由な結社論に見出した。その上で、自然法と実定法を高次において統一した「新たな法」を構築し、権力分立論と機関論を援用しながら、不可侵の個人の基本権の尊重と自由な結社論による中間団体の構成を要請するドイツ自然法論を立憲主義思想と接合し、「真の国家概念」の理論的定式化に成功したのであった。ただし、ここでギールケ国家論の要諦である、「新たな法(根本法)」や「国家に認められる排他的主権」の具体的内容は不明確なままであり、また、ここで展開された国家論が、どのような形で新ドイツ帝国の国制の説明に適用されるのか、という問題については未だ詳述されなかった。そこで次に、ギールケが、どのように自らの国家論をドイツ帝国の説明に適用し、また、そのことが同時代において如何なる意味を持ったのかという問題の究明が課題となった。

第一部の課題を受けて、第二部では、まず、ラーバントの連邦国家理論と、それに対するギールケの批判の内容が解明される。ここでは、ラーバントに対する批判という形で、

ギールケの同時代理解が現されていること、そして、『アルトジウス論』と『ドイツ団体法論』第三巻において定式化されたギールケの国家論が、同時代のドイツ帝国の政治体制の説明として大きな有効性を持っていたこと、が明らかとなった。ここでギールケは、自らの国家論をドイツ帝国の現状に適用するに当たり、領邦国家とそれ以外の団体を概念上区別する必要に迫られ、一層複雑な理論構成をとることとなったが、同時に、第一部においては疑問のまま残されていた問題を解く手がかりを残した。ギールケのいう「真の国家概念」とは、全体国家と構成国家が共同で構成する完全な国家のことであり、国家とそれ以外の団体を区別する「国家に認められる排他的主権」とは、この完全な国家がもつ完全な国家権力の一部を、他の国家的共同体と連帯して保有することであった。そして、これらの権限を割り振るのが「根本法」の役割であり、その内容は、命令ではなく、共通の確信であった。

さらに、ギールケによる新ドイツ帝国の説明は、論敵であるラーバントの議論に相当程度受け入れられており、同時代に対しても一定の影響を持っていたことが明らかにされる。その際、ギールケの理論的成果は、主観的権利関係が客観的規範と一致するという、相互依存的な団体人格概念から出発したことによってもたらされていた。この人格概念が、ギールケの主張する「ゲルマン的」人格概念の具体的内容であり、ギールケはこの人格概念から出発し、ドイツ自然法論の理論的成果を利用しながら、機関論と共通の確信としての法概念（根本法）を構築し、帝国と領邦国家、自治体、結社そして個人を調和的に結合する政治理論を、論理的に矛盾しない形で提示したのである。

以上のことから、『ドイツ団体法論』第一巻など、主としてギールケの初期の著作の分析に基づき、ギールケ団体思想の「中途半端さ」や「矛盾」を指摘したり、同時代の知識人に対する影響力の低さを強調したりするような従来のギールケ評価については見直すべきことが主張される。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 権 左 武 志  
副 査 教 授 田 口 晃  
副 査 教 授 田 口 正 樹

学位論文題名

## ヴィルヘルム帝政創立期ドイツの政治思想

—オットー・フォン・ギールケ国家論の発展とドイツ主権論争—

### 論文の要旨

本論文は、二〇世紀多元的国家論の源泉ともなったギールケの団体思想及び国家論を、第一に、主著『ドイツ団体法論』第一巻(1868年)から第二巻(1873年)を経て第三巻(1881年)及び『アルトゥジウス論』(1880年)に至る団体思想の発展史という観点から、第二に、彼の国家論が同時代の現実に対し持ちえた実践的な有効性という観点から解明しようとするものである。まず、ベッケンフェルデや村上淳一を初めとする従来のギールケ研究では、『団体法論』第一巻に分析の重点が置かれ、ギールケの政治構想の時代拘束性が指摘されてきたのに対し、第一部では、第一巻に見られる最初の部分的な構想が第二巻以降に引き継がれ、第三巻及び『アルトゥジウス論』で理論的に首尾一貫した構想として完成した点が論証される。次に、従来の学説ではラーバントの国法学に対するギールケの批判(1883年)は、実証主義が時代を席卷する中で有効な影響力を持たなかったと見られてきたのに対し、第二部では、第二帝政期ドイツで主権の所在をめぐり争われた論争、即ちドイツ主権論争を取り上げ、そこではギールケの団体主義的主張が、むしろ実証主義的国法学の弱点を鋭く突く議論として相当の影響力を持っていた点が論証される。

第一部では、ギールケの思想的発展の段階を、1874年までの初期、1887年までの中期、それ以降の後期に区分した上で、初期から中期にかけてのギールケの団体思想及び国家論の形成が分析される。まず第一章では、『ドイツ団体法論』第一巻に見られるギールケの歴史観を五つの時代区分に即して抽出した上で、第二巻で展開される国家概念の発展史が分析される。ここでギールケは、第三期(中世)の都市共同体の中に国家概念の最初の萌芽を見出し、都市同盟を初めとする政治的盟約組織と初期の領邦国家の中に、ゲノッセンシャフト的要素とアンシュタルト的要素の有機的統一の可能性を見て取っていた。しかし、第三期の国家概念は基本的に身分制原理に基づいていたため、諸集団の特権集団化を招く結果となり、続く宗教改革以後の第四期では、領邦君主を排他的担い手とする官憲国家の概念に取って代わられる。そして、第四期の絶対主義国家により身分制的弊害が除去され、神聖ローマ帝国崩壊後の第五期(一九世紀)において、真の国家概念が最終的に完成される。この「真の国家概念」とは、全体と構成部分とが、共にそれ自体で国家的共同体でありつつ、両者が有機的に結合することにより、初めて完全な国家になるような連邦国家概念として説明され、現代(第二帝政期ドイツ)において、「新たなゲノッセンシャフト原理」、

即ち自由な結社の精神により、この概念の実現が目指されるべきだとされる。しかし、初期ギールケでは、目指すべき目標は明らかにされる一方で、目標を達成する実現方法はまだ明らかでなく、この点の探求こそ中期ギールケの仕事に見出される。

第二章では、『団体法論』第三巻及びその前年に公刊された『アルトゥジウス論』——『ヨハネス・アルトゥジウスと自然法国家論の発展』——によりつつ、中期ギールケの自然法理解が明らかにされる。ここでギールケは、個人の自然権から支配者の主権を、更には人民主権を導き出すという、ホッブズからルソーに至る自然法論の個人主義的系譜を論じる一方で、これと並んで、支配者の主権を人民に移転しつつ、ルソーと異なり、個人と国家の間に中間団体の権利を認めるドイツ独自の自然法論がアルトゥジウスに見出せるという。後者の自然法団体理論は、複合的国家論という連邦主義理論の形で、また下から上へと団体を積み上げて社会を構成する自由な結社原理の形で、十八世紀ドイツで発展を遂げたものだが、その社会契約的構成は、個人の総計としての団体（人民人格）を演繹できても、支配者人格をも含んだ真の団体人格には到達できなかった。こうした理論的難点を克服するべく、現代の立憲的法治国家において法と国家との関係が再定義されるのであり、モンテスキューの権力分立論により自然法論と立憲主義が結合され、「共通の法確信」という歴史法学派の法概念により、主権への法的拘束と主権の全能性、国家を縛る自然法と国家の手段たる実定法が両立可能になる。

第三章では、こうした自然法論の成果が、どのように中期ギールケの国家論に取り入れられたかが解明される。ギールケは、アルトゥジウスが、あらゆる人間団体の基礎を自由に結ばれた結合契約に置くとともに、契約により創り出された人民総体と支配者が統治契約を結ぶという二段階契約説の構成を取り、社会契約説の個人主義的色彩を緩和したと解釈する。こうしたアルトゥジウス解釈を通じ、自由な結社原理を援用し、個人の不可侵の法領域と中間団体の自立的法領域を国家の中に確保すべきだと説くわけである。また支配者への全面授權というホッブズ以来の全権委任の代表概念に代えて、合憲的に任命された構成員が、憲法上の権限の範囲内で全体人格を代表するという機関代表の概念を新たに導入する。

こうしてギールケは、結合契約により国家を演繹し、個人の不可侵の法領域を確保しつつ、自由な結社原理により中間団体の法領域をも確保し、自然法と実定法を総合した「新たな法観念」（＝根本法）により、君主を初めとする各機関への拘束力を保つとともに、機関代表概念により、権限内における機関機能の全能性と国家全体の統一性をも保つという形で、「自由主義的・君主制的・有機的」な立憲国家の完成を意図していた。これこそ、初期において「新たなゲノッセンシャフト原理」による「ゲノッセンシャフト的要素とアンシユタルト的要素の総合」、「真の国家概念」の実現と言われていたものの具体的中身であり、こうした中期ギールケのドイツ自然法論解釈に注目することにより、初期ギールケのゲノッセンシャフト説も、首尾一貫した国家構想として理解可能になると結論される。

第二部では、第一部で明らかになったギールケの国家論が、統一後間もないドイツ帝国に対しどのように適用され、どのような同時代的意味を持ったかが、ドイツ主権論争におけるラーバント国家論との対決に即して解明される。第一章では、『ドイツ帝国の国法』初版（1876-82年）に見られるラーバントの連邦国家論が分析される。第一にラーバントは、1871年1月に至るドイツ帝国成立史を北ドイツ連邦の設立から説き起こし、1867年7月領邦政府による本憲法の公布は、各領邦国家が、領邦法の形式の下で連邦へ参加する意志を表明したと捉えるが、この結果、連邦の成立と各領邦国家の意思表明のどちらが先行するかという循環論に陥ることになった。第二に帝国の法的本質について、帝国を国家連合と解釈するザイデルに対し、ラーバントは、ドイツ帝国は個別国家に対し自立した意思と権利を有する国家だと解釈した上で、二つ以上の諸国家権力が上下に重なり合

った複合的国家という点で通常の統一国家とは異なっており、しかも領邦国家権力の担い手が帝国権力の名の下に公法上の法人を形成するという意味での連邦国家形態だと解釈し、主権が分割された連邦国家というヴァイツの従来の通説を反駁する。第三に、ラーバントによれば、帝国権力の主体は、個別国家の全体を基礎とする理念上の自立的人格としての帝国それ自体であり、意思行為能力を持つ国家権力の担い手が個別諸国家だとされる。

第二章では、ギールケのラーバント批判が、1883年論文「ラーバントの国法学とドイツ法学」を元にして分析される。第一に、ギールケは、ラーバントのように、国家人格概念を、意思が自己完結した私法上の人格概念により捉えるのではなく、公法上の法人にとり適合的な全体人格概念を要請する。第二に、ギールケは、このために国家機関の概念を導入し、全体人格の意思や行為を合憲的に代表するような構成員人格として機関概念を理解した上で、北ドイツ連邦の成立に関し、個別国家が連邦国家の構成員になると宣言した瞬間に構成員として行為していると解釈し、ラーバントの陥った循環論から脱却する。第三に、ギールケによれば、全体国家と構成国家は、不可分の主権的な権力全体を共同で所有し、個別的に行使するのであり、多数の国家人格が有機的に連帯して国家主体を形成している。第四に、ギールケによれば、法とは、ラーバントの考えるように、国家主体の命令形式に尽きるものでなく、人民の法意識の宣言というこれにふさわしい内容を伴うべきであり、ボダン以来の法命令説は誤りとされる。部分が全体であるような代表の概念を理解しないというこうしたギールケの批判は、究極的には、ラーバントが人民を国家の支配対象としてのみ捉え、国家の本質的構成要素として承認していない点、従って国家をヘルシャフトであると同時にゲノッセンシャフトとして捉えられていない点に帰着すると結論される。

第三章では、批判を受けた五年後にラーバントが大幅に改訂した『ドイツ帝国の国法』第二版（1888年）の中に、ギールケの批判に対する応答が見られる点に注目し、ギールケがラーバントに与えた影響作用を具体的に解明する。第一に、ラーバントは、北ドイツ連邦成立の法構成に関し、ギールケの結論を受け入れる一方で、結論を導き出す前提に当たるギールケの団体人格概念、即ち構成国家の主観的な個別行為が連邦の意思行為と一致し、客観的法規範を満たすという公法上の人格概念を拒否する点で、論理上の内在的困難に陥っている。第二に、ラーバントは、ギールケへの応答の中で連邦国家形態の概念上の区分を精密化させる一方で、人格とは不可分の個人でしかあり得ないという個人主義的人格概念から出発し、構成国家が連邦の一部分でありつつ同時に法主体であることはありえないとしてギールケの団体人格概念を退けている。

だが、こうしたラーバントの反批判にもかかわらず、ギールケの連邦国家論は、第一に、ドイツ帝国の前身に当たる北ドイツ連邦の設立を循環論に陥らず説明できる点で、第二に、長らく主権分裂の様相を呈してきたドイツの現状を、単一国家をモデルとする従来の国家概念と矛盾しない形で説明し、ドイツ帝国の現実を連邦国家概念に包摂することに成功した点で、同時代の政治体制に対する高度な説明能力を有していた。こうした理論的成功を可能としたものこそ、ギールケが初期から中期にかけて展開した「ゲルマン的」な団体人格概念であり、これら理論的成果は、第二帝政期の支配学説となったラーバントの連邦国家論の中に取り入れられ、同時代のドイツ帝国理解にも大きな影響を与えたのであって、ギールケの「ラーバント批判は効果なく終わった」というカール・シュミットのギールケ評価は、初版と第二版の異同を無視する点で誤りだと結論される。

## 評価の要旨

本論文は、第一に、これまでのギールケ研究の関心が、初期の『ドイツ団体法論』第一巻や後期（1888年以後）の私法研究に向けられていたのに対し、『団体法論』第三巻や『アルトゥジウス論』といった中期ギールケの著作に彼の団体思想の核心が見出される点を発

展史的手法で明らかにするとともに、第二に、ドイツ帝国の創立と現状を説明するラーバントとの激しい論争の中でこそ、ギールケ自身の国家論の特質が遺憾なく発揮されている点を明らかにし、同時代に対するギールケの理論的有効性を新たに論証して、従来のギールケ像を大きく塗り替えようと試みた画期的な業績と言える。具体的には、①従来の研究・学説を踏まえた上で、膨大な量の著作の綿密な分析とテキストの比較照合により、ギールケの全体像及びラーバントとの論争に関する独創的なテーゼを論証し、ギールケ研究を大きく革新することに成功している。②特に第一部は、ギールケの団体思想と国家構想が発展史的手法を用いて明快に抽出されており、首尾一貫して分かり易いという一致した評価を得た。③また第二部では、ドイツ主権論争という日本の国家学研究では従来手付かずの研究主題に挑戦し、ドイツ帝国創立期という時代の課題に果敢に取り組む新たなギールケ像を描き出している。④ラーバントとの論争における錯綜した議論と論点を見事に整理し、第一部で得られた知見と相互に補完する作業に成功している。

これに対し、本論文の弱い点としては、①主権国家論争の他の論者（ザイデル、ヴァイツ、ヘーネル等）につき事前の説明が足りないため、論争の全体イメージがつかみ難い点、②ラーバントの説の変更がギールケのみによるものか、他の論者の議論も検討する余地がある点、③法学史上の議論を政治思想史、政治学史の論文で取り扱う点に難しさが見られる点、④プロイセン中心の帝国建設過程に対し、ギールケの議論が持ちうるインプリケーションに対する歴史的視点が欲しい点、が審査員より指摘された。このうち、①については、公刊するに当たり、第二部の序で、二次文献に従い論争の全体像を予め紹介すれば、相当程度改善されると思われる。③については、法命令説と法意識説という法観念の相違、全権委任代表と機関代表の相違、単一国家概念と連邦国家概念の対比、などに即して政治学上の文脈に組み入れれば、容易に改善可能である。また②と④は、今後に残された研究課題ではあるが、別の見方をすれば、本論文で取り上げる対象を、初期ギールケから中期ギールケへの連続的發展、そして、中期ギールケによるラーバントとの論争へと限定したことにより、ギールケ独自の連邦国家構想が団体人格概念に基づく点をクリアに論証することに成功したとも言えよう。

いずれにせよ、本論文は、ギールケとラーバントというドイツ国家学の両巨頭が四つに組んだいわば横綱相撲を改めて判定し直し、学術的手続きに従い、ベッケンフェルデやカール・シュミットといったドイツ公法学者の判定を覆すという、極めてスケールの大きい野心的な仕事であり、先に指摘された弱点を補うならば、従来ワイマール期国家学の研究に偏ってきた日本の学界に確実に寄与できるばかりか、将来的には、言語のハードルさえ乗り越えればドイツの学界にも貢献する可能性を十分に秘めている。しかも、本論文において示されたような、複雑な議論を的確に整理し、基本的論点を網羅的に処理する著者の力量には非凡なものが見られる。こうした大変な労作は著者でしか出来なかつただろう、議論と論点の整理は充分で足りないのは付属品だけ、という一審査員の賛辞が本論文の学術的水準を端的に物語っているものと思われる。従って、審査員全員の一致した評価により、本論文は法学博士の学位を授与するのに充分にふさわしい研究業績であると判断した。